

意見書案第5号

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月24日提出

提出者
向日市議会議員 飛鳥井 佳子
賛成者
向日市議会議員 杉谷 伸夫

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度である。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されますが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されない。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別又は離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が35万円高くなるため、その分所得税が高くなる。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大してゐる。

民法の分野では、両親が婚姻していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、政府が提出した民法改正案が昨年12月5日に成立した。

税制の分野についても、法改正が必要である。

よって、向日市議会は、国会及び政府に対し、下記事項について強く要請する。

記

1. 寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

京都府向日市議会